

平成25年 4月19日
消 防 庁

「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」の公表

消防庁では、東日本大震災における緊急消防援助隊の長期間にわたる活動状況を踏まえ、「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会」を開催し、緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点に関する調査検討を進めてまいりました。

このたび、その成果を報告書に取りまとめましたので、公表いたします。

報告書全文は、[消防庁ホームページ](#)に掲載しています。

【報告書要旨】

当検討会では、緊急消防援助隊の活動は自己完結的であるべきという基本的な認識の基に、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動を支援するのに必要とされる諸機能の具体的な実現手法等を検討した結果、次のような提案を取りまとめた。

1 緊急消防援助隊の後方支援のあり方

- (1) 大規模災害に対応するため、後方支援用装備の一層の充実を図る。
- (2) 適切な場所で迅速に拠点機能を展開することができる移動型拠点を配備する。
- (3) 緊急消防援助隊の行動に先立つ双方向的な情報収集・伝達体制を確立する。
- (4) 食糧の調達等を都道府県隊として一括して行うなど、都道府県が積極的に関与する。
- (5) 隊員のシフト交替制度を導入し、食糧その他の物資の確保を計画的に実施する。
- (6) 隊員の汚染防止及び除染について、海外の実例も参考にして、更に改善を図る。

2 地域資源を活用した拠点機能の整備手法

- (1) 拠点となる施設の管理者等と十分に調整しておく。
- (2) 隣接都道府県等の企業等とも協定を締結しておく。
- (3) 全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておく。
- (4) 訓練等を通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検し、必要に応じて協定を修正し、又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行う。

3 拠点機能の整備促進方策

- (1) 訓練等を通じて、応援側及び受援側の連携を強化する。
- (2) 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画を策定する。
- (3) 消防本部等の公共機関に自家用給油設備を設置し、常時ある程度の燃料を備蓄する。
- (4) 地方公共団体による拠点施設の整備に対する財政的支援を検討する。
- (5) 受援を想定した車両・資機材の配備について、有効な方策を検討する。

【添付資料】

「緊急消防援助隊活動拠点に関する調査報告書」の概要



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部防災課
広域応援室

担当：伊藤（倫）・鈴木・長田

電話：03-5253-7527

FAX：03-5253-7537

「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」の概要

調査の背景

東日本大震災では、低温・降雪といった気象事情や広範な地域の被災による物資（食糧等）・燃料の不足、ライフライン途絶等の厳しい環境下で、緊急消防援助隊は長期にわたり応援活動の継続が求められたため、その活動に苦慮した事例が見られた。

こうしたことから、平成24年1月30日消防審議会答申で、「緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える広域活動拠点を整備することが有効と考えられ、（中略）検討を行うことが必要である」とされた。

また、このような認識の下に、平成24年2月から「緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会」を開催し、広域活動拠点に求められる機能及び標準的な施設・設備を整理するとともに、その整備イメージ、整備のあり方等を検討した。

この検討の結果、今後の進め方として、「求められる種々の機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法が中心になるのではないか」との結論を得た。

調査の目的

緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点について、航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動を支援するのに必要とされる諸機能の具体的な実現手法等を調査検討し、各都道府県の受援計画の見直しに資する。

調査実施体制

緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会（4回開催）

（五十音順・敬称略。職名は委嘱当時のもの）

五十嵐 幸 裕	東京消防庁航空隊長
川 北 悟 司	四日市市消防本部消防長
小 林 恭 一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授（座長）
重 川 希 志 依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
高 橋 伸 夫	宮城県総務部消防課長
永 江 慎 悟	静岡県危機管理部消防保安課長

調査結果の概要

緊急消防援助隊の活動に関わる拠点の種類と位置付け

種 類	位 置 付 け
進 出 拠 点	出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点（緊急消防援助隊運用要綱における定義）
活 動 拠 点	広域活動拠点 活動が広域かつ長期にわたる場合に必要な後方支援等の中心となる拠点
	前進活動拠点 活動現場近くの、現場指揮本部の設置、部隊の集結、一時的な野営等を行う拠点

緊急消防援助隊の後方支援のあり方

「緊急消防援助隊は、なるべく受援側地方公共団体に負担を掛けないよう、できる限り自己完結的に活動すべき」という認識に立ち、緊急消防援助隊の後方支援のあり方を検討

1 後方支援用装備の充実

大規模災害に対応するため、とりわけ後方支援用装備の一層の充実を図る必要がある。

2 移動型拠点の配備

適切な場所で迅速に拠点機能を展開することができる移動型拠点（自己完結的な後方支援機能等を実現するための資機材を積載した車両）を配備することが有効である。

3 緊急消防援助隊の行動に先立つ双方向的な情報収集・伝達体制の確立

例えば、都道府県隊の部隊の一部が、本隊に先立って被災地に向かい、災害の状況とともに、途中の道路通行の可否、宿営予定地の使用の可否、利用することができる施設の情報等を機動的に収集し、本隊に逐次伝達するという方法が考えられる。

4 都道府県の積極的関与

緊急消防援助隊（指揮支援部隊を除く。）は、都道府県隊として活動することが基本である。そこで、例えば、交替要員の輸送、資機材の搬送、食糧の調達等についても、消防本部ごとにはなく、都道府県隊として一括して行うことが効率的である。

5 隊員のシフト交替制度の導入

後方支援体制等自らの活動環境を十分考慮しつつ、隊員のシフト交替制度を導入することで、食糧その他の物資の確保を計画的に実施することが可能となる。これは、隊員の士気の保持も含めて、種々の問題を解決することにつながる。

6 隊員の汚染防止及び除染

通常の消防活動でも、隊員が感染し、又は汚染されるおそれのある環境が少なくない。現在でも、汚染防止及び除染の措置が講じられているが、今後は、海外の実例も参考にし、更に改善を図ることが望まれる。

地域資源を活用した拠点機能の整備手法

拠点機能は、場所としての広域活動拠点が存在するだけでは足りない。民間部門を含む様々な地域資源を活用して拠点機能を整備することが重要である。そのため、消防活動の支援につながる協定の実例、東日本大震災における企業等の協力の状況等に関する調査を踏まえて、拠点機能の整備手法を検討し、次のとおり提案

1 拠点となる施設の管理者等との調整

広域活動拠点に求められる条件をなるべく高い水準で実現するため、その拠点となる施設の管理者、消防以外に当該施設を利用する可能性のある機関等と十分に調整しておくことが望ましい。

2 隣接都道府県等の企業等との協定

同じ都道府県内だけではなく、より被害が少ない隣接都道府県等（例えば、南海トラフの巨大地震であれば、隣接する日本海側の県）の企業等とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。

3 全国的なネットワークを持つ企業との協定

燃料、食糧その他の物資の確保については、全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。

4 訓練等を通じた「顔の見える関係」の構築、検証、詳細な事項の取決め等

防災訓練等を通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検証し、必要に応じて協定を修正し、又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行っていく必要がある。

拠点機能の整備促進方策

地域資源を活用した拠点機能の整備手法（前述）のほか、拠点機能の整備促進に関して、次のとおり提案

1 応援側及び受援側の連携の強化等

平時から、応援側は受援側の受援計画を、受援側は応援側の都道府県隊応援等実施計画を十分に把握するとともに、訓練等を通じて、連携を強化するべきである。また、応援側は、受援側の受けることができる支援の内容を十分に確認しておくことが望ましい。受援側も、応援側に十分な情報を提供しておくべきである。

2 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画の策定

都道府県は、全ての応援部隊が円滑に活動することができるよう、警察及び自衛隊とも十分に協議し、緊急消防援助隊以外の応援活動も視野に入れた総合的な受援計画を策定することが望ましい。

3 公共機関への自家用給油設備設置

大規模災害時でも燃料を確保することができるよう、消防本部等の公共機関に自家給油設備を設置し、常時ある程度の燃料を備蓄しておくことが望ましい。

4 施設の整備に対する財政的支援

広域活動拠点は、部隊の宿営等に供する施設を必須とするものではないが、より良好な活動環境を応援部隊に提供するという点では、ある程度の施設が広域活動拠点に整備されていることが強く望まれる。具体的には、宿泊・休息施設、給食施設、救護施設、車庫、備蓄倉庫、給油設備、給水設備等が考えられる。

国は、地方公共団体がこのような施設を整備しようとする場合の財政的な支援措置を検討すべきである。

5 受援を想定した車両・資機材の配備等

南海トラフの巨大地震のように被災地域が極めて広い範囲にわたる災害では、道路が寸断され、陸路を使用して出動することが困難となるおそれがある。このような場合には、航空機により迅速に投入された人員が受援側に配備された車両・資機材を用いて活動するという手法も有効である。

ただし、どのような仕組みで配備するのか、平時の維持管理をどのように行うかなどの課題もあることから、都道府県及び消防本部の意見も聴きながら、応援・受援のあり方と併せて有効な方策を検討していく必要がある。

また、消防組織法第50条は、消防用の国有財産又は国有の物品を無償で使用させることができる相手方を「緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村」と規定している。

しかし、受援を想定した車両・資機材の配備が有効な場合や、都道府県が使用許可を受けて当該都道府県内の複数の市町村に使用させるという形も考えられないではない。

このような場合にも柔軟に対応することができるような仕組み等についても、検討が必要である。

広域活動拠点を中心とした地域資源ネットワークの形成及び各拠点間の関係（イメージ）

